

地方公共団体名		アドバイザー派遣	改良工事の助成	制度名	制度概要	担当課	電話番号			
兵庫県	尼崎市		○	分譲マンション共用部分バリアフリー化助成事業	高齢者等が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るため、分譲マンションの共用部分のバリアフリー化工事に要する経費を助成	住宅政策課	06-6489-6608			
		○		尼崎市分譲マンションアドバイザー派遣事業	管理組合の適切な運営及びマンション管理を支援するため、マンション管理士、一級建築士などの専門資格をもつアドバイザーを派遣					
	西宮市		○	人生いきいき住宅改造助成事業	共用部分のバリアフリー化工事に要する費用の助成	すまいづくり推進課	0798-35-3778 0798-35-3761			
		○		分譲マンション管理アドバイザー派遣事業	マンション管理士などのマンションに関する専門資格をもつアドバイザーをマンションの管理組合等に派遣					
	芦屋市		○	分譲共同住宅共用部分バリアフリー化助成事業	分譲共同住宅の階段等に手すりや段差解消のスロープを設置するなど、共用部分のバリアフリー化を進めるための工事費を助成	建築住宅課	0797-38-2721			
	伊丹市		○	分譲共同住宅共用部分バリアフリー化助成事業	分譲共同住宅の階段等に手すりや段差解消のスロープを設置するなど、共用部分のバリアフリー化を進めるための工事費を助成	住宅政策課	072-784-8069			
	宝塚市		○	住宅改造資金助成制度（分譲共同住宅の共用部分対象）	分譲共同住宅の階段等に手すりや段差解消のスロープを設置するなど、共用部分のバリアフリー化を進めるための工事費を助成	住まいづくり推進課	0797-77-2018			
		○		マンション管理アドバイザー派遣事業	管理組合の自立的運営や適切な管理を支援するため、マンション管理士などの専門資格をもつアドバイザーを派遣					
	川西市		○	住宅改造費助成事業（共同住宅（分譲）共用型）	対象となる共同住宅の管理組合が共同住宅の共用部分に高齢者等に配慮したバリアフリー改造を実施する際の費用の一部を助成	地域福祉課	072-740-1174			
	丹波篠山市		○	丹波篠山市人生いきいき住宅助成事業	共用部分のバリアフリー化工事に要する費用の一部を助成	長寿福祉課	079-552-6928			
	猪名川町		○	人生いきいき住宅改造助成事業	共用部分のバリアフリー化工事に要する費用の一部を助成	福祉課	072-766-8701			
	福崎町		○	人生いきいき住宅助成事業	分譲共同住宅の共用部分に手すりやスロープ等を設置するなど、共用部分のバリアフリー化を進めるための工事費の一部を助成	福祉課	0790-22-0560			
	神河町		○	人生いきいき住宅助成事業	共用部分のバリアフリー化工事費の一部を助成	健康福祉課	0790-32-2421			
奈良県	奈良県	○		マンション管理無料相談	管理組合の運営やマンションの修繕や日常生活に関わるトラブルとその対処などの相談にマンション管理士を派遣	住宅課	0742-27-7544			
岡山県	岡山市	○		マンション管理士派遣制度	管理組合運営やマンションの維持管理などに関する問題を抱えるマンション管理組合等に対し、マンション管理士を派遣	住宅課	086-803-1466			
広島県	広島市		○	広島市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助制度	建築物の所有者又は管理者が行う吹付けアスベストの分析調査及び除去工事等に要する経費について補助金を交付する。	建築指導課	082-504-2288			
		○		マンション管理士派遣制度	分譲マンションの管理に関する支援を必要としている管理組合に対して、専門家であるマンション管理士を派遣。	住宅政策課	082-504-2292			
	庄原市		○	庄原市建築物吹付けアスベスト除去工事等補助制度	アスベスト分析調査及び除去工事費の費用の一部を補助する。	都市整備課	0824-73-1151			
	東広島市		○	東広島市民間建築物アスベスト対策事業	建築物の壁、柱、天井等に使用された吹付け建材等にアスベストが含有されているおそれがある場合、建築物の所有者等が行うアスベスト含有調査に要する経費に対し、一定額を限度に補助を行う。	建築指導課	082-420-0956			
香川県	高松市		○	マンション管理無料相談会	分譲マンションの管理組合の運営、大規模修繕工事などに関する相談に、マンション管理士が対応	住宅・まちづくり推進室	087-839-2136			
		○		高松市マンション管理士派遣事業	マンションの管理組合の適切な運営及びマンションの適切な管理を支援するため、マンション管理士を派遣し、マンションの管理に必要な知識・情報を提供する。					
高知県	高知県	○		高知県民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業	吹付けアスベスト等の含有調査を行う調査者の派遣、試料の採取、分析調査、調査結果の報告	住宅課	088-823-9859			
福岡県	福岡県		○	マンション管理相談窓口	分譲マンションの管理組合からの、管理・運営に関する相談に、マンション管理士が相談対応	一般社団法人福岡県建築住宅センター	092-725-0876 092-781-5169			
		○		マンション管理士派遣事業	分譲マンションの管理組合における適正な管理・運営を支援するため、無料でマンション管理士を派遣し、管理組合の相談に対応					
		○		マンション管理規約の適正性診断	マンション管理組合の現行規約について、国土交通省が定める標準管理規約に照らすなどして適正性を診断し、管理組合の現状に応じたアドバイスを実施					
	北九州市		○		マンション管理士派遣事業	管理組合の様々な相談に現地に対応するためマンション管理士を派遣	住まい支援室	093-582-2288		
			○		マンション管理規約適正性診断事業	「これまでに一度も管理規約を見直したことがない」、「現行の管理規約と管理運営の整合がとれていない」という管理組合のため、管理規約を無料でマンション管理士が診断				
			○		アスベスト除去の補助事業	吹付けアスベスト等の分析調査や除去等工事に要する費用の補助			建築指導課	093-582-2531
			○		マンション管理に関する相談	市の無料住宅相談の中で、マンション管理に関する特別相談を実施				
	福岡市		○		マンション管理お試し診断事業	①マンションの管理状況診断②管理計画認定項目診断の2種類のメニューを設け、マンション管理士等によるヒアリングのもと、管理レベルを簡易的に診断	住まい支援室	093-582-2288		
			○		マンション管理士派遣事業	管理組合にマンション管理士を無料で派遣し、マンション管理に関する相談に対応	住宅計画課	092-711-4598		
			○		高齢年マンション運営支援事業	築40年以上の分譲マンションを対象にアドバイザーの派遣や特別相談を無料で実施				
		○		マンション管理規約適正性診断	マンション管理士が管理規約の適正性を診断し、管理組合の現状に応じたアドバイスを実施					
	○		マンション管理相談	マンション管理士による「マンション管理相談」を実施						
	○			マンションライフサイクルシミュレーション相談	（独）住宅金融支援機構の「マンションライフサイクルシミュレーション～長期修繕ナビ～」を用いて、マンションの「平均的な大規模修繕工事費用」などの試算等を対面で実施	福岡市住宅相談コーナー	092-711-4808			

地方公共団体名		アドバイザー派遣	改良工事の助成	制度名	制度概要	担当課	電話番号
福岡県	福岡市		○	福岡市マンション再生検討等促進事業補助金	マンションの再生に向けた現状調査、区分所有者等の意向調査、再生手法の比較検討、長期修繕計画の作成・見直し等に要する経費に対し、一部を補助	住宅計画課	092-711-4598
			○	福岡市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業	吹付けアスベスト等の分析調査や除去等工事に要する費用の補助	建築指導課	092-711-4573
			○	次世代自動車の普及に向けた支援事業（充電設備）補助金	電気自動車等の普及により地球温暖化対策を進めるため、電気自動車等の充電設備の設置経費の一部を助成	福岡市地球温暖化対策市民協議会事務局（担当：環境局 脱炭素事業推進課）	092-711-4204
			○	脱炭素建築物誘導支援事業（ZEB、ZEH-M 設計補助）	建築物の脱炭素化を推進するため、省エネ性能の高い建物であるZEB（ゼブ）、ZEH-M（ゼッチマンション）の建設（改修を含む。）に係る設計費の定額補助を実施	環境局 脱炭素社会推進課	092-711-4282
	大牟田市		○	大牟田市アスベスト含有調査に関する補助	吹付けアスベスト等の分析調査費用の補助	建築住宅課	0944-41-2787
	久留米市	○		マンション管理に関する相談	マンション管理に関する相談を実施	住宅政策課	0942-30-9139
		○		マンション管理士相談	管理組合の運営・金銭に関する問題、建物や設備の管理、区分所有者や管理組合の関係者とのトラブルなどの相談	広聴・相談課	0942-30-9017
○			マンション管理士派遣事業	分譲マンションの管理組合の適正な管理・運営を支援するため、無料でマンション管理士を派遣	住宅政策課	0942-30-9139	
佐賀県	佐賀県 佐賀市	○		アスベスト分析費補助	吹付けアスベスト等の分析調査費用の補助	建築住宅課	0952-25-7165
		○		マンション管理相談会	マンションの入居者、管理組合等を対象に、マンション管理に関する無料の相談会を実施	建築住宅課	0952-40-7291
長崎県	長崎県		○	長崎県建築物アスベスト改修事業	吹付けアスベスト等の分析調査や除去等工事に要する費用の助成	建築課	095-824-1111 (内 3093)
熊本県	熊本県	○		熊本県公営住宅等関連事業推進事業補助金	分譲マンションの適正な管理運営の支援として、専門家等による相談業務を実施するために開設する相談所等の運営に要する経費を補助金として交付	住宅課	096-333-2547
		○		マンション管理士派遣事業	管理組合の自立的運営や適切な管理を支援、マンションの良好な居住環境の確保を図るため、マンション管理士を派遣	住宅政策課	096-328-2989 (直)
	○		マンション管理相談会	一般社団法人熊本県マンション管理士会主催による「マンション管理相談会」を開催しています（後援）	096-328-2449 (直)		
	○		民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業	民間の既存建築物に施工されている吹付けアスベスト等の含有調査に要する費用の一部を補助			
	○		民間建築物吹付けアスベスト除去等事業	民間の既存建築物に施工されている吹付けアスベストの除去等に要する費用の一部を補助			
大分県	大分市	○		吹付けアスベストの分析及び除去等に対する補助	吹付けアスベストの分析調査、除去等（除去、封じ込めまたは囲い込み）にかかる費用を補助	開発建築指導課	097-585-5072
		○		分譲マンションの管理に関する無料相談	管理組合の運営及び管理規約等に関する相談について、マンション管理士による無料相談を実施	住宅課	097-585-6012
	別府市	○		マンション管理士派遣制度	分譲マンションの管理運営で課題を抱えるマンション管理組合に対して、マンション管理士を派遣	都市計画課 建築指導係	0977-21-1487
		○		アスベスト分析事業補助金交付制度	アスベスト含有の有無についての調査にかかる費用を補助		
宮崎県	宮崎市	○		宮崎市アスベスト関連補助事業	一定規模以上の民間建築物に、吹付けアスベスト等が使用されていないかどうかを把握するための分析調査費用及び吹付けアスベスト等使用建築物の吹付けアスベスト除去等費用を助成	建築行政課	0985-21-1813
		○		宮崎市マンション管理適正化推進事業	管理組合にマンション管理士を無料で派遣し、マンション管理に関する相談に対応	住宅課	0985-21-1804
鹿児島県	鹿児島市	○		分譲マンションアドバイザー派遣事業	マンションの適正な維持管理や改修・建替えを支援するため、マンションアドバイザーを管理組合に派遣	建築指導課	099-216-1358
		○		分譲マンション専門家による相談窓口	管理組合が抱える様々な問題に対して、専門家による助言を行うため、関係専門家団体と連携を図り、相談窓口を市役所内に設置。		
		○		民間建築物アスベスト対策事業	アスベストの分析調査及び除去等の経費に対し一部を補助		

(注)「アドバイザー派遣」には、アドバイザーを派遣する制度の他、アドバイザー等の専門家を活用した際の費用に対する助成、相談会の開催を含んでいます。

## 中途換金手続について

保有する債券を中途換金する場合は、中途換金の意思確認の方法に応じて、必要書類の提出をお願いします。



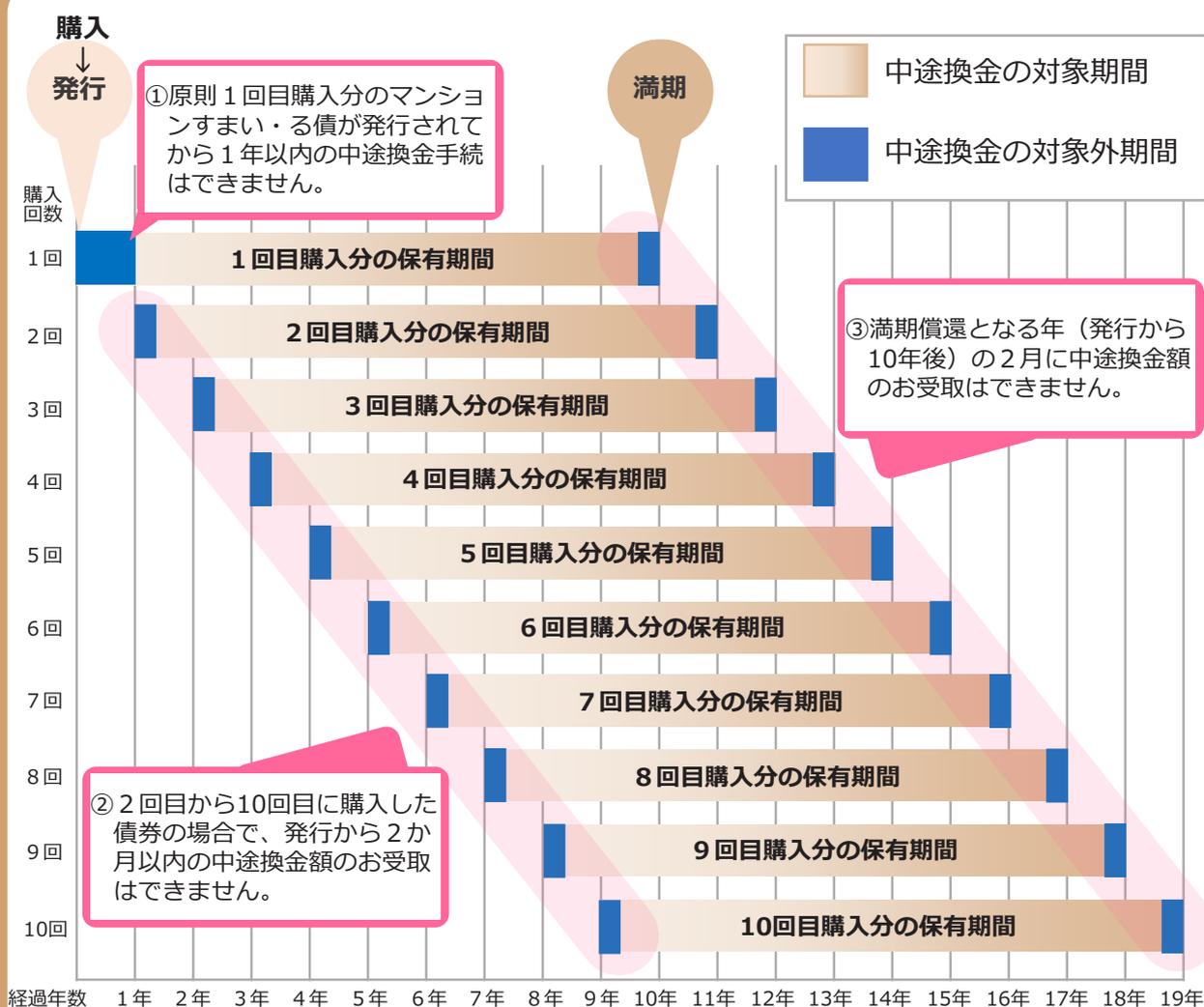
### マンションすまい・る債は、修繕工事等のための中途換金が可能です。

ただし、次の期間は中途換金の対象外となります。

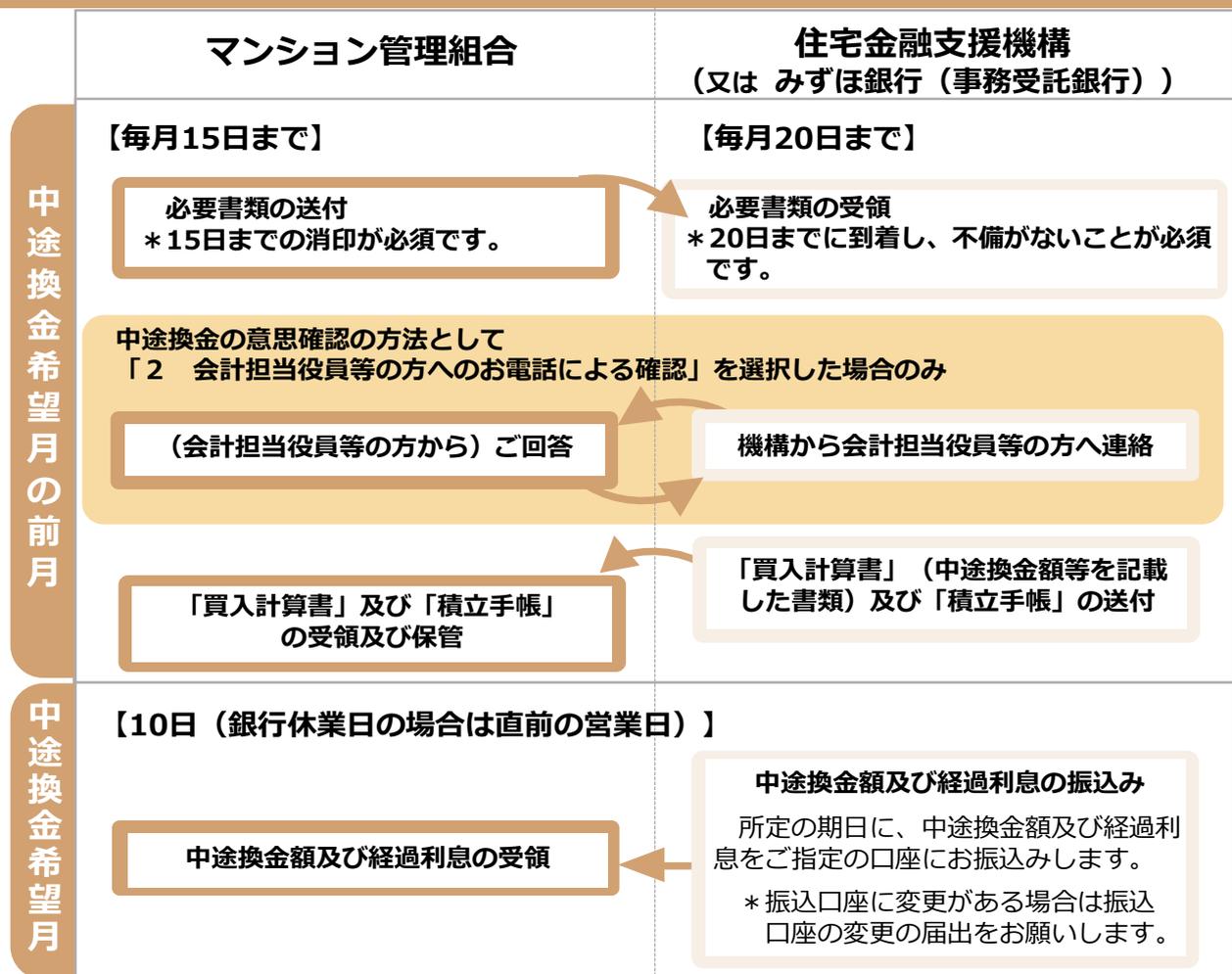
- ①原則 1 回目購入分のマンションすまい・る債が発行されてから 1 年以内
- ② 2 回目から 10 回目までに購入した債券で、発行から 2 か月以内
- ③ 満期償還となる年（発行から 10 年後）の 2 月

詳しくは、次をご覧ください。

### 中途換金が可能な期間（イメージ）



## 中途換金のスケジュール



## 中途換金の意思確認の方法及び必要書類

中途換金の意思確認の方法として、次のいずれかを選択いただけます。それぞれ次の必要書類を、毎月15日までにみずほ銀行(事務受託銀行)にご送付ください。意思確認後、中途換金の手続を進めます。

### 1 中途換金の意思確認に係る書類の提出

- 【必要書類】
- ① 「債券買入請求書」
  - ② 「積立手帳」
  - ③ 中途換金の意思、中途換金額及び中途換金の理由が確認できる書類  
(総会議事録や理事会議事録等)

### 2 会計担当役員等の方へのお電話による確認

必要書類の受領後、代表者の方(理事長等)以外の会計担当役員等の方に対し、機構からお電話で中途換金の意思を確認します(中途換金額等の確認)。なお、中途換金の理由によっては、総会議事録や理事会議事録等をご提出いただく場合があります。

- 【必要書類】
- ① 「債券買入請求書」
  - ② 「積立手帳」

\* 積立手帳は、ご応募いただいた年度に機構から送付する積立用書類に同封している書類です。



中途換金には、機構による審査及び承認が必要です。審査の結果、ご希望の月に中途換金ができない場合がありますので、ご了承ください。

なお、マンションの緊急の修繕工事等、やむを得ない事情により債券を中途換金する必要がある場合は、初回債券発行日から1年以上経過していても中途換金できる場合がありますので、個別にご相談ください。

## 中途換金のポイント①

### 1 中途換金の単位等

**中途換金は必ず1口（50万円）単位で行います。**

50万円未満の中途換金（例：30万円）や50万円未満の端数が付いた中途換金（例：170万円）はできません。

### 2 中途換金が可能な金額

中途換金を行う時点で**保有する債券の残高の範囲内**であれば、一部でも全部でも中途換金が可能です。

### 3 一部中途換金する債券の順序【継続購入している場合】

一部中途換金の場合は、中途換金を行う債券は、積立手帳ごとに購入時期が古い債券からの順番となります（購入時期が新しい債券を指定して中途換金を行うことはできません。）。

残高の一部を中途換金した後の残りの債券については、その後、修繕工事のために再度中途換金を行うことや、満期まで保有することが可能です。

### 4 中途換金の回数

購入した債券を複数回に分けて中途換金することも可能です（回数に制限はありません。）。ただし、同じ月に中途換金を行うことができる回数は1回のみです。

### 5 中途換金額及び課税

**中途換金額は購入した債券1口（50万円）に対し50万円です。**

また、これに加えて、中途換金を行う直前の利息の受取日の翌日から中途換金時までの期間に応じて算出した経過利息（月割）をお支払します。

なお、課税は経過利息に対してのみ行われ、課税の取扱いは源泉分離課税となります（経過利息は所得税及び復興特別所得税の合計15.315%（2025年1月末日現在の税率）相当額を差し引いてお支払します。）。

※今後の税率等は、変更される可能性があります。詳しくは、最寄りの税務署等にお問合せください。

### 6 手数料

**手数料はかかりません。**

中途換金が可能な金額と一部中途換金する債券の順序については、次ページに例を記載しています。併せてご確認ください。



## 中途換金のポイント②（例）

（例）毎年30口（1,500万円）ずつ継続購入している積立組合が、修繕工事のため1回目の購入から3年半後に、50口（2,500万円）の一部中途換金を行う場合

### ① 中途換金額が可能な金額

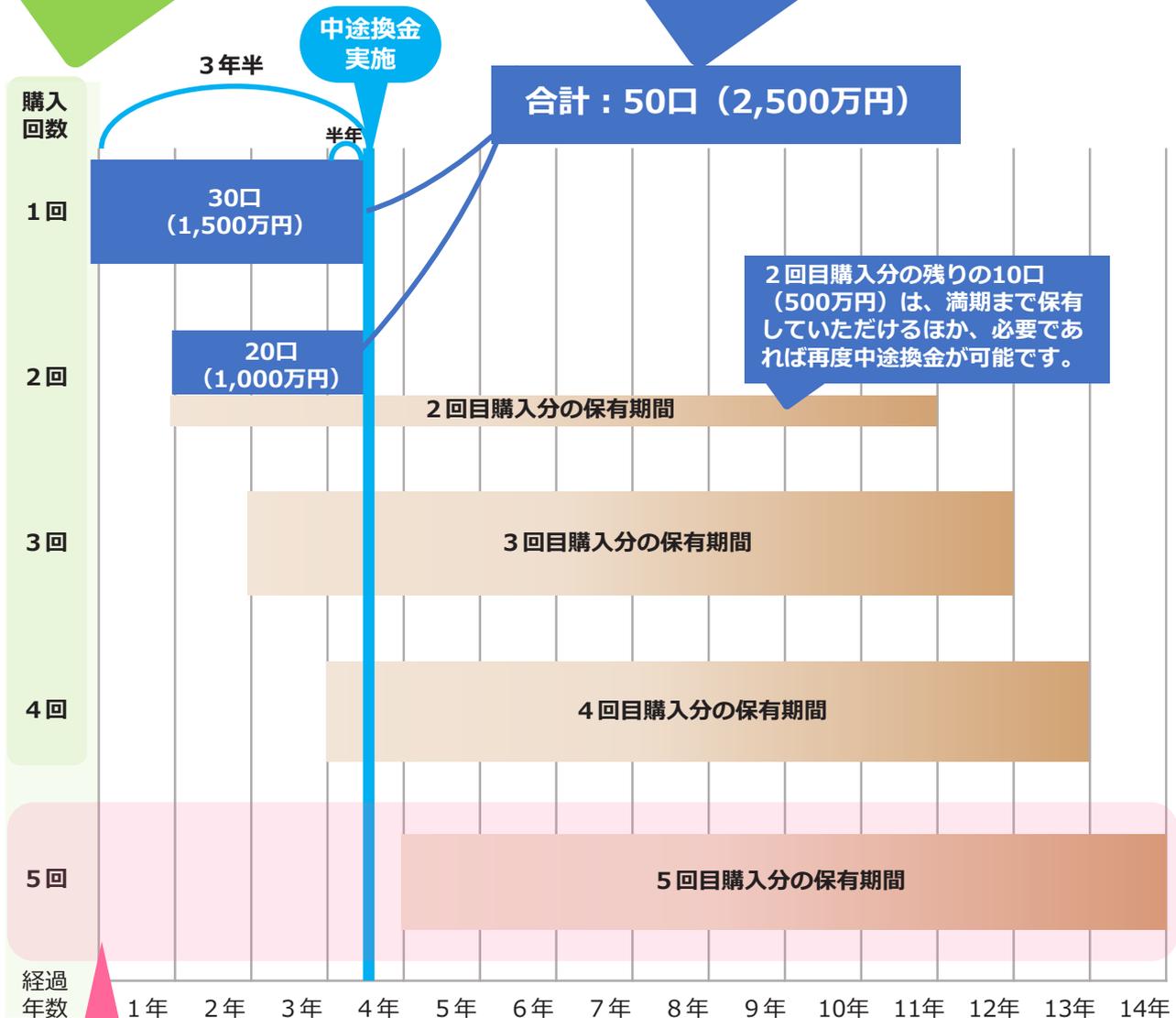
中途換金する時点での残高は、  
30口（1回あたり購入口数）× 4回（購入回数）  
= 120口（6,000万円）となります。

この残高の範囲内で、1口から120口まで  
（50万円から6,000万円まで）の中途換金が可  
能です。

### ② 中途換金する債券の順序

購入の時期が古い債券から中途換金を行うため、今回中途換金する50口（2,500万円）の内訳は、1回目の購入分の全30口（1,500万円）と2回目の購入分のうち20口（1,000万円）となります（中途換金する債券の指定はできません。）。

なお、中途換金時には半年間（直前の利息の受取日の翌日から中途換金時まで）の経過利息（月割）も含めてお受取いただけます。



### ③ 中途換金後の継続購入の取扱いについて

5回目以後も継続購入が可能です。

## 登録内容の変更手続

代表者の方の変更など、積立組合から届出いただいている内容に変更が生じた場合は、その都度変更届を速やかにご提出いただく必要があります。

次の事項に変更があった場合は、変更手続が必要です。

- 1 代表者（代表者の氏名・住所）
- 2 積立組合の名称・所在地
- 3 管理会社等の連絡先
- 4 元利金自動振込先口座
- 5 届出印

〈機構ホームページはこちら〉



### 〈必要書類の送付〉

- ・ 変更手続に必要な書類をみずほ銀行（事務受託銀行）にご送付ください。
- ・ 「登録内容の変更届出書」の作成に当たっては、Excelファイルへの入力による「登録内容の変更届出書（Excel版）」のご利用をお勧めします。
- ・ 機構ホームページからダウンロードした手書き用の書式に必要事項をご記入の上、手続することも可能です。
- ・ 郵送に当たっては簡易書留郵便など配達状況が確認できる方法により確実に送付していただくことをお勧めします。
- ・ 変更手続の内容により、積立手帳・管理規約等の必要書類が異なりますので、詳しくは機構ホームページをご確認ください。

### 〈手続の流れのイメージ〉



代表者の変更に際し、元利金自動振込先口座の名義に代表者名が登録されている場合は、元利金自動振替口座の名義変更が必要です。



### 住宅金融支援機構「マンションすまい・る債」登録内容の変更届出書

下記太枠内についてもれなくご記入ください。(口欄には、✓マークを付してください。) 変更がある項目については、所定の欄にもご記入ください。

住宅金融支援機構

株式会社みずほ銀行(事務受託銀行)資本市場部 御中

※ 15日までに送付(消印有効)され、かつ、20日までにみずほ銀行資本市場部に到着し、同日までに不備なく処理が終了した変更内容が翌月から反映されます。

※ 必要事項を記入・押印いただいた上でコピーし、控えとして大切に保管してください。

記入日	西暦	年	月	日
積立組合番号	3			
法人登記有無	有・無			

積立組合名称	(登録済の情報) フリガナ
	(変更後) フリガナ
変更なし <input type="checkbox"/>	
変更あり <input type="checkbox"/>	

代表者氏名・住所等	フリガナ		
	氏名		
変更なし <input type="checkbox"/>			
変更あり <input type="checkbox"/>			
住所等	〒	都道府県	市区郡
	区町村名 番地	号室等	
変更なし <input type="checkbox"/>			
変更あり <input type="checkbox"/>	TEL ( ) - ( ) - ( )		

積立組合所在地	〒	都道府県	市区郡
変更なし <input type="checkbox"/>	区町村名 番地		
変更あり <input type="checkbox"/>			

届出印	旧届出印	新届出印
	変更なし <input type="checkbox"/>	変更あり※ <input type="checkbox"/>

※届出印を変更される場合は、必ず、旧届出印と新届出印の両方を押印願います。

管理会社等の連絡先	管理会社名 ※自主管理組合の場合は、管理組合事務所等	(注)書類の送付先を管理会社としてする場合で、管理会社の名称変更や住所移転があったとき、ご担当の管理会社に変更となったとき、又は自主管理に変更になったときは併せて「送付先指定(変更・中止)依頼書」の提出により送付先を変更する手続が必要です(担当者のみが変わる場合は提出不要です。)
	住所 都道府県 市区郡	
変更なし <input type="checkbox"/>	担当部署名	
変更あり <input type="checkbox"/>	担当者氏名	TEL ( )-( )-( )

元利金自動振込先口座	振込先 (金融機関及び店舗名)	銀行	支店	届出印
	預金種目	1)普通	2)当座	
変更なし <input type="checkbox"/>	フリガナ (必ずご記入ください)			
変更あり <input type="checkbox"/>	預金口座名義			

【元利金自動振込先口座に関する注意点】  
 ①積立組合自身の預金口座で、かつ、口座名義が管理規約に定められた積立組合の名称と同一であること。  
 ②積立組合が修繕積立金管理のために使用している口座であること。  
 ③銀行、信金、信組、農協、漁協、労働金庫、ゆうちょ銀行等の口座であること(証券会社及び保険会社の口座は指定できません。)

【元利金自動振込先口座を変更する場合は下記についてご誓約頂きますので、下記の内容を必ずご確認ください】  
 当マンション管理組合は、今後貴行において受領するマンションすまい・る債の元利金について、上記の預金口座への自動振込みを依頼します(上記預金口座を元利金自動振込先口座として指定します。)。なお、今後元利金自動振込先口座の変更が必要な場合には、速やかに届出を行いますので、振込みの度に貴行からの入金先確認の連絡は必要ありません。また、この依頼書の提出に当たっては、将来どのような事故が生じても当マンション管理組合がその責任を負い、独立行政法人住宅金融支援機構及び貴行に対しましては一切ご迷惑、ご損害をおかけしません。

元利金自動振込先口座を変更される場合は、必ず届出印を押印ください。  
 (注)金融機関届出印はありません。ただし、口座名義に代表者名が含まれており、代表者変更と同時に口座名義のみを変更する場合、届出印の押印は不要です。

銀行使用欄	確認書類	1.登記簿謄本又は全部事項証明書 2.印鑑証明書 3.住民票 4.運転免許証コピー 5.健康保険証コピー 6.その他( )					
受付日	振込先銀行店コード						備考
権限者	再鑑者	担当者					機構使用欄 5

## 登録内容の変更届出書（記入例）

**住宅金融支援機構「マンションすまいの債」登録内容の変更届出書**  
 下記太枠内についてもれなくご記入ください。（口欄には、✓マークを付してください。）  
 変更がある項目については、所定の欄にもご記入ください。

住宅金融支援機構  
株式会社みずほ銀行（事務受託銀行）資本市場部 御中

※15日までに送付（消印有効）され、かつ、20日までにみずほ銀行資本市場部に到着し、同日までに不備なく処理が終了した変更内容が翌月から反映されます。  
 ※必要事項を記入・押印いただいた上でコピーし、控えとして大切に保管してください。

**1 記入日** 西暦 ○年 ○月 ○日

**2 積立組合番号** 3 0 0 0 0 0 法人登記有無 有・無

**4 積立組合名称** (登録済の情報) フリガナ コウラクコーポカンリクマイ  
 後楽コーポ管理組合  
 (変更後) フリガナ

**5 代表者氏名・住所等** 氏名 フリガナ ジュウコウ ジョウ  
 住構 次郎  
 区町村名 番地 東京都 文京区  
 後楽 〇-〇-〇  
 号室等 後楽コーポ 503号室  
 TEL ( 〇〇 ) - ( 〇〇〇〇 ) - ( 〇〇〇〇 )

**6 積立組合所在地** 区町村名 番地  
 東京都 文京区 後楽 〇-〇-〇

**7 届出印** 変更あり✓

**8 管理会社等の連絡先** 管理会社名 ※自主管理組合の場合は、管理組合事務所等  
 ○〇マンション管理(株)  
 住所 東京都 中央区 八重洲 〇-〇-〇  
 担当部署名 ○〇支店 ○〇課  
 担当氏名 住構 三郎 TEL ( 〇〇 ) ( 〇〇〇〇 ) ( 〇〇〇〇 )

**9 元金自動振込先口座** 振込先 (金融機関及び店舗名) 後楽 日本橋 支店  
 預金種目 1)普通 2)当座 口座番号 0 0 0 0 0 0 0 0  
 預金口座名義 フリガナ コウラクコーポカンリクマイ  
 後楽コーポ管理組合

【元金自動振込先口座に関する注意】  
 ①積立組合自身の預金口座で、かつ、口座名義が管理規約に定められた積立組合の名称と同一であること。  
 ②積立組合が修繕積立金管理のために使用している口座であること。  
 ③銀行、信金、信組、農協、漁協、労働金庫、ゆうちょ銀行等の口座は指定できません。  
 【元金自動振込先口座を変更する場合は下記についてご契約頂きますので、下記の内容を必ずご確認ください】  
 当マンション管理組合は、今後発行において受領するマンションすまいの債の元金について、上記の預金口座への自動振込みを依頼します(上記預金口座を元金自動振込先口座として指定します)。なお、今後元金自動振込先口座の変更が必要な場合には、速やかに届出を行いますので、振込みの度に発行からの入金先確認の連絡は必要ありません。また、この依頼書の提出に当たっては、将来どのような事故が生じても当マンション管理組合がその責任を負い、独立行政法人住宅金融支援機構及び貴行に対しては一切の連絡・ご損害をおかけしません。

銀行使用欄 確認書類 1.登記簿謄本又は全部事項証明書 2.印鑑証明書 3.住民票 4.運転免許証コピー 5.健康保険証コピー 6.その他( )

受付日 振込先 銀行コード 備考  
 欄 番 者 番 者 番 者  
 欄 番 者 番 者 番 者  
 欄 番 者 番 者 番 者

機械使用欄 5

●15日までに送付（消印有効）され、かつ、20日までにみずほ銀行資本市場部に到着し、同日までに不備なく処理が終了した変更内容が翌月から反映されます。

●必要事項を記入・押印いただいた上でコピーし、控えとして大切に保管してください。

●①～⑤の太枠内は変更の有無に関わらず全てご記入ください。書き損じの場合は、二重線で訂正してください。

**1 記入日**  
記入日をご記入ください。

**2 積立組合番号**  
「積立手帳」をご覧いただき、積立組合番号（3で始まる6桁の番号）をご記入ください。

**3 法人登記有無**  
管理組合が法人登記されている場合は「有」、法人登記されていない場合は「無」に○印をつけてください。

**4 積立組合名称**  
積立組合名称に変更がない場合は「変更なし」にチェックを入れ、「登録済の情報」欄に積立組合名称をご記入ください。積立組合名称に変更がある場合は「変更あり」にチェックを入れ、「登録済の情報」欄に変更前の積立組合名称を、「変更後」欄に変更後の積立組合名称をご記入ください。フリガナも必ずご記入ください。

**5 代表者氏名・住所等**  
代表者氏名・住所等に変更がない場合は「変更なし」にチェックを入れ、「登録済の情報」欄に代表者氏名・住所等をご記入ください。代表者氏名・住所等に変更がある場合は「変更あり」にチェックを入れ、「変更後の代表者氏名・住所等」欄に代表者氏名・住所等をご記入ください。代表者氏名のフリガナも必ずご記入ください。

**6 積立組合所在地**  
積立組合所在地に変更がない場合は「変更なし」にチェックを入れてください。積立組合所在地の記入は不要です。積立組合所在地に変更がある場合は「変更あり」にチェックを入れ、変更後の積立組合所在地をご記入ください。

**7 届出印**  
届出印に変更がない場合は「変更なし」にチェックを入れてください。届出印の押印は不要です。届出印に変更がある場合は「変更あり」にチェックを入れ、変更前の届出印及び変更後の届出印の両方を押印してください。

**8 管理会社等の連絡先**  
管理会社等の連絡先に変更がない場合は「変更なし」にチェックを入れてください。連絡先の記入は不要です。管理会社等の連絡先に変更がある場合は「変更あり」にチェックを入れ、管理会社等の連絡先すべての項目をご記入ください。管理会社等の連絡先について、自主管理組合の場合は、管理会社名欄及び住所欄に管理組合事務所等の情報を記入するのみで構いません。

**9 元金自動振込先口座**  
元金自動振込先口座に変更がない場合は「変更なし」にチェックを入れてください。元金自動振込先口座の記入及び届出印の押印は不要です。元金自動振込先口座に変更がある場合は「変更あり」にチェックを入れ、変更後の元金自動振込先口座を記入し、届出印を押印してください。ただし、口欄名義に代表者名が含まれており、⑤の代表者変更と同時に口座名義のみを変更する場合、届出印の押印は不要です。  
 記入の際は、利息、償還金及び買入代金のお受取に使用される口座の情報を正確に記入ください（口座名義（フリガナ）を含みます。）は省略せずに記入ください。

元金自動振込先口座について  
 ご指定いただく口座は、修繕積立金の管理のための口座で、下記の条件を全て満たす口座としてください。  
 ○積立組合自身の預金口座で、かつ、口座名義が管理規約に定められた積立組合の名称と同一であるもの  
 ○普通預金又は当座預金（定期預金、金銭信託等は指定できません。）  
 ○銀行のほか、信金、信組、農協、漁協、労働金庫、ゆうちょ銀行等の国内店舗の口座（証券会社及び保険会社の口座は指定できません。）

※書類の送付先を管理会社としている場合で、ご担当の管理会社に変更となったときは、併せて「送付先指定（変更・中止）依頼書」の提出により送付先を変更する手続が必要です。

必要事項を記入・押印いただいた届出書をコピーし、控えとして大切に保管してください。  
 ※添付書類は裏面をご覧ください。

書類送付先 (事務受託銀行) みずほ銀行資本市場部業務第二チーム  
 お問合せ先 〒100-8241 東京都千代田区丸の内1-3-3 みずほ丸の内タワー TEL:03-5252-6017

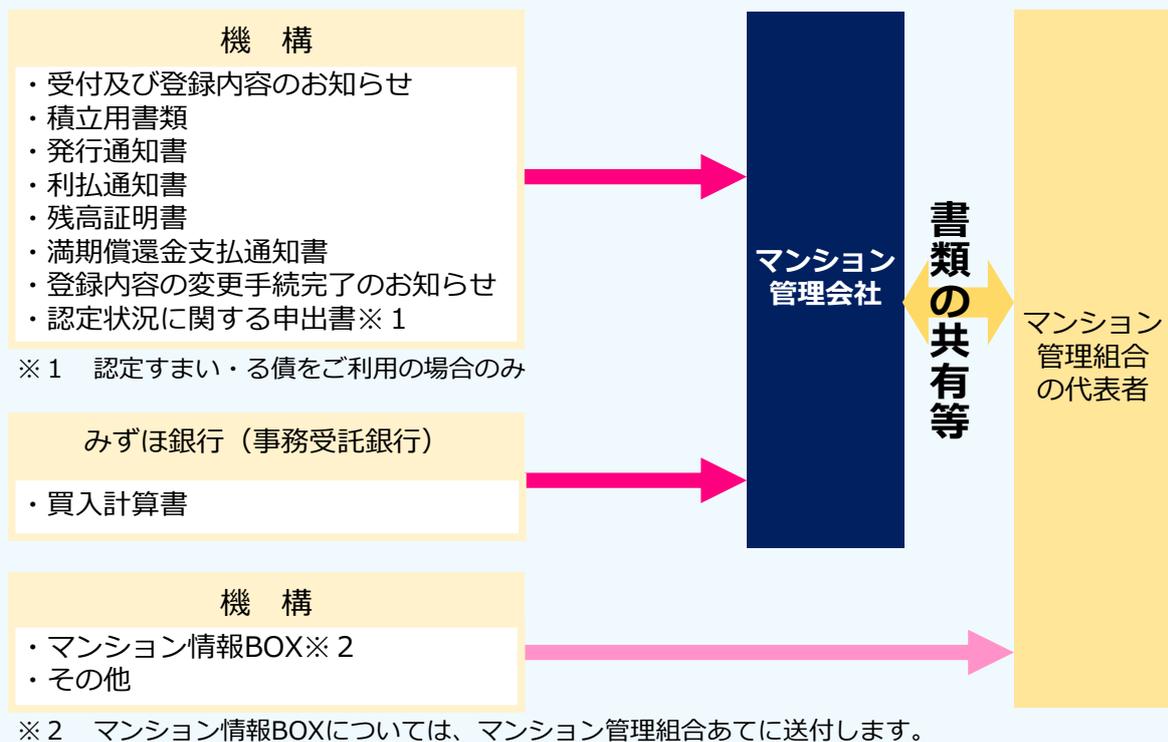
# 送付先指定について

住宅金融支援機構等から送付する書類は、あらかじめ届け出られたマンション管理組合の代表者の方（理事長等）あてに送付しますが、「送付先指定（変更・中止）依頼書」をご提出いただくことにより、送付先をご担当の管理会社に変更することができます。

送付先指定を行うことで、書類の送付先をご担当の管理会社に変更することが可能です。  
管理会社に書類を転送する手間をご負担に思われている方、書類の紛失がご心配な方にオススメです。



## 【送付先を指定した場合のイメージ図】



「送付先指定（変更・中止）依頼書」については、二次元バーコードからExcel版・手書き版ともにダウンロードすることができます（次ページの書式をコピーしていただくことも可能です。）。作成にあたっては、記入が簡易なExcel版をオススメしております！

(ダウンロードはこちら！→)



マンションすまい・る債に係る通知等の送付先を変更したい場合にのみご使用ください。  
送付前に必ずコピーを取り、大切に保管してください。

書類送付先 お問合せ先	独立行政法人住宅金融支援機構 住宅債券事務センター 〒112-8570 東京都文京区後楽1丁目4番10号 TEL:03-5800-9479
----------------	--

記入日：西暦 年 月 日

独立行政法人住宅金融支援機構 殿

送付先指定（変更・中止）依頼書

下記1の積立組合名義の住宅金融支援機構債券（マンションすまい・る債）に係る諸通知等については、事務処理の都合により、下記2で指定する送付先へご送付いただきたく、本書をもってご依頼申し上げます。なお、依頼に当たっては、末尾記載の条項を承認いたします。

記

1 申請者（積立組合）

積立組合番号（3で始まる6桁の番号） 【取得していない場合は記載不要】	3		
依頼内容（該当する項目に○印をつけてください）	<input type="checkbox"/>	新規登録（「積立組合」→「管理会社」に変更）	
	<input type="checkbox"/>	変更登録（「管理会社A」→「管理会社B」、「管理会社A（支店）」→「管理会社A（本部）」等に変更）	
	<input type="checkbox"/>	送付先指定の中止（「管理会社」→「積立組合」に変更）	
対象とする書類【いずれかに○印をつけてください】 （マンション管理情報誌「マンション情報BOX」及び機構から送らせていただく情報提供に関する書類は対象外であり、積立組合あてに直接送付します。）	<input type="checkbox"/>	全ての書類	
	<input type="checkbox"/>	残高証明書及び買入計算書のみ	
積立組合名	(フリガナ)		
代表者氏名		届出印	
代表者住所	〒 -		
	(部屋番号まで記入してください。)		
代表者連絡先	TEL：( ) - ( ) - ( )		

2 送付先とする管理会社の住所等

(送付先指定の中止（「管理会社」→「積立組合」に変更）の場合は記載不要)

送付先 (管理会社名)	(管理事務室・管理事務所を送付先とすることはできません。)		
	担当部署名		
送付先住所等の 連絡先	〒	-	都 道 府 県
		区・市 郡	区町村名 番地
	TEL：( ) - ( ) - ( )	担当者名	

(承認条項)

- ・本件について万が一将来紛議が生じても、機構及び事務受託銀行は責任を負わないことを確認します。
- ・本依頼書の提出に当たっては管理会社の了解を得ていることを確認します。
- ・送付先に変更があった場合は、直ちに変更後の内容を本依頼書と同様の方式により依頼します。ただし、合併等による管理会社名の変更や管理会社の事務所移転等により、送付先とする住所等について変更が明らかであると機構が把握した際は、積立組合への確認を行わず、機構が把握した送付先に書類の送付先を変更できるものとします。
- ・依頼を行わなかったことにより生じた損害（送付先の変更依頼を機構に届け出ておらず、機構が第三者に書類を送付したことにより積立組合が負う損害等）について、機構及び事務受託銀行は責任を負わないことを確認します。
- ・本依頼書受領後、システム反映が完了するまでの間は変更前の送付先に届く可能性があることを了承します。



## 【重要】送付先指定にあたってのお願い及び留意事項

- 1 送付先指定手続きにあたっては、送付先として指定するマンション管理会社の了解を得ていただくようお願いします（管理事務室・管理事務所を送付先とすることはできません。）。
- 2 届出内容（送付先及び送付先住所）に変更があった場合には、直ちに変更後の内容を「送付先指定（変更・中止）依頼書」により届出ください（管理会社の担当者のみ変更となる場合は、ご提出いただく必要はありません。）。
- 3 指定できる送付先は、1つのマンション管理組合につき1箇所です。
- 4 同一のマンション管理組合が債券を複数購入している場合においても、一度の送付先指定手続きにより、全ての債券に係る送付先が変更となります。
- 5 過去に債券を購入された（残高のある）マンション管理組合の場合も、新規にご応募いただく際は、「積立申込書兼送付先指定依頼書」の送付先指定欄に、必要項目を記載してください。
- 6 送付先を指定する対象書類については、「全ての書類」又は「残高証明書及び買入計算書のみ」の選択が可能です。
- 7 **送付先変更の手続完了に関するお知らせはお送りしませんので、書類の到着をもってご確認ください。**
- 8 ご提出にあたっては、「本件について万が一将来紛議が生じましても、機構及び事務受託銀行は責任を負わないことを確認します。」等について承認いただきます。詳細は「送付先指定（変更・中止）依頼書」の「（承認条項）」をご確認ください。